

労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会の委員数変更について

【現状】

- ・我が国における粉じん障害防止は、「粉じん障害防止総合対策」を着実に進め、一定の成果を上げている。
- ・粉じん障害防止の更なる推進のため、引き続き関係労使の委員に御参画頂き、議論することが重要。



【課題】

- ・労働者代表については、粉じん作業従事労働者数が多い製造業・鉄鋼業・鋳業・窯業等を背景とする委員を任命し、議論に御参画頂いているところ。
- ・一方、建設業関係の粉じん障害防止対策の重要性が相対的に増してきている中、「第8次粉じん障害防止総合対策(平成25～29年度)」においてもこれらの対策を重点事項^(※参考)に定めているところであるが、労働者代表委員のうち建設業を直接代表する者はいない状況。



【対応案】

- ・労働者代表の委員を1名増員する。また、それに伴い使用者代表の委員及び公益代表の委員も1名増員する。

※じん肺部会の委員数は、「労働政策審議会安全衛生分科会運営規程」で定められていることから、当該規程を改正し、平成27年4月以降に開催されるじん肺部会から適用する。

【参考】

- 第8次粉じん障害防止総合対策(平成25年度から平成29年度までの5か年間)の重点事項
 - 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 - 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
 - 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - 4 離職後の健康管理

労働政策審議会安全衛生分科会運営規程の一部改正（案） 新旧対照表

改正案	現行
第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 <u>6</u> 人とする。	第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 <u>5</u> 人とする。

(参考1) 現行の労働政策審議会安全衛生分科会運営規程

労働政策審議会安全衛生分科会運営規程

第1条 労働政策審議会安全衛生分科会(以下「分科会」という。)の議事運営は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条、労働政策審議会令(平成12年政令第284号。以下「審議会令」という。)及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 分科会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各7人とする。

第3条 分科会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の3分の1以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第5条に規定する部会について準用する。

第4条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第9条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第5条 分科会に、じん肺に関する予防、健康管理その他の重要事項を調査審議させるため、じん肺部会(以下「部会」という。)を置く。

第5条の2 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各5人とする。

第7条 部会が第5条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が部会に諮って定める。

第9条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成23年4月13日から施行する。

(参考2) 改正後の労働政策審議会安全衛生分科会運営規程

労働政策審議会安全衛生分科会運営規程

第1条 労働政策審議会安全衛生分科会(以下「分科会」という。)の議事運営は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条、労働政策審議会令(平成12年政令第284号。以下「審議会令」という。)及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 分科会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各7人とする。

第3条 分科会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の3分の1以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第5条に規定する部会について準用する。

第4条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第9条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第5条 分科会に、じん肺に関する予防、健康管理その他の重要事項を調査審議させるため、じん肺部会(以下「部会」という。)を置く。

第5条の2 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各6人とする。

第7条 部会が第5条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が部会に諮って定める。

第9条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成27年4月〇〇日から施行する。